

平成 22 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ  
代 表 者 名 取締役社長 塚本 隆史  
本 店 所 在 地 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号  
コード 番 号 8411 (東証第一部、大証第一部)

第三者割当増資の結果に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 6 月 25 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式発行に関し、割当先より発行予定株式数の全部につき申込みを行う旨通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発 行 新 株 式 数	<u>391,000,000 株</u>	
2. 払 込 金 額 の 総 額	<u>48,980,570,000 円</u>	
3. 増加する資本金および 資 本 準 備 金 の 額	<u>増加する資本金の額</u>	<u>24,490,285,000 円</u>
	<u>増加する資本準備金の額</u>	<u>24,490,285,000 円</u>

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第三者割当増資の結果について一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。  
この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. 今回の第三者割当増資は、平成 22 年 6 月 25 日開催の当社取締役会において募集による新株式発行（一般募集）および当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）と同時に決議されたものです。

今回の第三者割当増資の内容等については平成 22 年 6 月 25 日付の「新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げについて」および平成 22 年 7 月 13 日付の「発行価格および売出価格等の決定について」をご参照下さい。

2. 今回の公募増資および第三者割当増資による発行済株式総数の推移

発 行 済 株 式 総 数	普通株式	15,515,814,530 株
( 平成 22 年 6 月 30 日現在 )	第十一回第十一種優先株式	914,752,000 株
	第十三回第十三種優先株式	36,690,000 株
	合 計	16,467,256,530 株
公 募 増 資 に よ る 増 加 株 式 数	普通株式	5,609,000,000 株
公 募 増 資 後 の 発 行 済 株 式 総 数	普通株式	21,124,814,530 株
	第十一回第十一種優先株式	914,752,000 株
	第十三回第十三種優先株式	36,690,000 株
	合 計	22,076,256,530 株
第三 者 割 当 増 資 に よ る 増 加 株 式 数	普通株式	391,000,000 株
第三 者 割 当 増 資 後 の 発 行 済 株 式 総 数	普通株式	21,515,814,530 株
	第十一回第十一種優先株式	914,752,000 株
	第十三回第十三種優先株式	36,690,000 株
	合 計	22,467,256,530 株

( 注 ) 当社は、取得請求権付優先株式および新株予約権を発行しているため、発行済株式総数は平成 22 年 6 月 30 日現在の数字を用いています。

3. 調達資金の使途

今回の第三者割当増資による差引手取概算額 48,753,190,000 円、当該第三者割当増資と同日付をもって決議された国内一般募集の差引手取概算額 325,243,490,000 円および海外募集の差引手取概算額 374,020,290,000 円を合わせた差引手取概算額合計 748,016,970,000 円全額を、平成 23 年 3 月末までに当社連結子会社への出資に充当する予定です。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
みずほフィナンシャルグループ

コーポレート・コミュニケーション部広報室 03-5224-2026

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第三者割当増資の結果について一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。